



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名

TOMOEAWA

登記社名：株式会社巴川製紙所

コード番号 3878

(URL <http://www.tomoegawa.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 井上善雄

問合せ先 取締役常務執行役員

CFO 経営戦略本部長 山口正明

(T E L 0 5 4 - 2 5 6 - 4 3 1 9)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 156 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 32 条（取締役の責任免除）及び第 42 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、第 32 条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第 32 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除) 第 42 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 42 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 24 日 (水) (予定)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日 (水) (予定)

以 上